

台湾市場に向けた訪日観光プロモーション業務
委託仕様書

- ・本仕様書は企画提案作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。
- ・企画提案競争後、大津市は契約候補者と協議を行い、双方の合意が得られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結するものとする。

1 業務名

台湾市場に向けた訪日観光プロモーション業務

2 業務期間

委託契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務の目的

本業務は、台湾市場に向けた訪日観光プロモーションを行うことで、本市への誘客を促進することを目的とする。

4 業務方針

- ・台湾市場の現状やマーケットの特性を分析した上で、新規顧客及びリピーターの獲得につながるプロモーション手法を提案すること。
- ・他地域と差別化できる「大津ならではの観光資源」を把握、分析した上で最大限活用するとともに、市内観光事業者や関係団体等と効果的に連携して業務を行うこと。
- ・国際情勢の動向を考慮し、遂行可能なスケジュールで業務を行うこと。

5 業務内容

(1) 情報発信

現地メディアを本市に招致してプレスツアーを実施し、メディアにおける報道露出による観光情報の発信を行うこと。

- ・情報発信による効果が期待されるメディアを招致すること（2者以上）。
- ・台湾の訪日旅行の実態・嗜好等を踏まえ、ターゲット（年齢層・属性等）及び旅行目的等に関するテーマを設定すること。
- ・手法、期待される効果及びKPI等を提案すること。

(2) 営業活動

ア セールスコールの実施

現地旅行会社（以下「現地AGT」という。）等へのセールス活動を実施し、現地AGTとの関係性構築、観光市場に関する情報の取得及び誘客につながる本市の魅力

訴求を行うこと。

- ・現地A G Tを訪問し、誘客につながる適切な時期にセールスを実施すること（年3回以上）。
- ・一般団体旅行のほか、インセンティブツアー等の企業旅行や研修の誘致を積極的に行うこと。
- ・令和7年度に本市が造成した以下の観光コンテンツ（3件）について、本市より提供する繁体字のセールスツールを用いて効果的なプロモーションを行うこと。

【参考：観光コンテンツ動画（繁体字版）】

▼大津 美食体験

https://youtu.be/TnJx__wOTNo

▼大津 美食學体験

<https://youtu.be/nU39FwK29J4>

▼大津 文化体験

<https://youtu.be/bIdm0qmZm6Q>

- ・営業活動に必要なセールスツールを適宜作成すること。

イ ファムトリップの実施

現地A G Tを本市に招致してファムトリップを実施し、市内観光事業者との関係性の強化を促すとともに、本市を行程に含む旅行商品の造成促進を行うこと。

- ・旅行商品造成が期待される現地A G Tを招致すること（3者以上）。
- ・市内観光事業者が直接セールスできる機会を創出すること。
- ・活動の手法、期待される効果及びK P I等を提案すること。

(3) 現地での商談イベント等開催

台湾現地にて、本市への誘客に資する商談イベント等を開催すること。

- ・現地A G Tを招致したセミナー及び商談会を実施するとともに、現地A G T等へのセールスコールを実施すること。
- ・本市への送客の見込みが高い現地A G T等を選定して実施すること。
- ・移動日も含めて4日間を想定し、効果的かつ効率的な行程を提案すること。
- ・本市職員及び市内観光事業者が現地へ渡航するものとする。なお、市職員及び市内観光事業者の渡航や滞在に係る経費は当該事業費に含めないこととする。
- ・活動の手法、期待される効果及びK P I等を提案すること。

(4) SNSの管理運営

大津市公式Facebook ページ（繁体字）「琵琶湖漫遊—滋賀縣大津市」を活用し、大津市の観光情報等を発信すること。

- ・本市からの発信だけでなく、市内観光事業者及び観光スポットの最新情報を積極的に収集し発信すること。

- ・閲覧者からの質問やメッセージ等のリアクションに対して適宜返信やフォローアップを行い、閲覧者とのエンゲージメントを強化すること。
- ・効果的な投稿のテーマ、内容、発信頻度及びK P I等を提案すること。

(5) 観光レップの設置

現地で本市の観光振興を行う法人または個人を観光レップ（以下「レップ」という。）として設置し、各業務において活用するとともにその業務を管理すること。

【要件】

- ・活動拠点を台湾に置いていること。
- ・日本語及び中国語（繁体字）での業務が可能であること。
- ・日本企業または団体等のレップとしての活動実績を十分に有していること。

(6) 自由提案

上記(1)から(5)に加えて、本市への誘客促進に資する効果的なプロモーションを予算の範囲内で必要に応じて提案すること。その際、提案内容に応じたK P I等を提案すること。

6 成果物

(1) 業務実施報告書

1部（日本語、A4両面、フルカラー）及び電子データ（PDF形式）

報告書には以下を記載すること。

- ・各業務を実施したことを証明する資料（書類・写真等）
- ・各業務に対する所感及びプロモーション効果の検証
- ・業務全体に対する総評及び今後のプロモーションの在り方についての具体的な提案

(2) 業務の実施に付随して作成した資料及びデータ等

7 事業の運営に係る要件

- (1) 実施体制を明確にし、実施計画（工程や期間）を策定すること。
- (2) 各業務の実施に際しては、事前に本市と協議し業務内容について了承を得ること。
- (3) 再委託の予定がある場合は再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め委託者の承諾を得る必要がある。再委託の業務範囲は次の区分を参照すること。

業務範囲	業務内容	再委託の可否
業務の主たる部分	業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断	再委託はできない
軽微な業務	コピー、印刷、製本、資料整理、計算処理、翻訳、参考書籍購入、消耗品購入、会場借上等	再委託することができる ※委託者の承諾を要さない

上記2つを除く業務	上記2つを除く業務	再委託をすることができる ※委託者の承諾を要する
-----------	-----------	-----------------------------

- (4) 近隣市町及び近隣他団体の取組等との相乗効果を念頭に置きながら業務を遂行すること。
- (5) 事務局を設置し、事業の管理・運営に関する一切のとりまとめを行うこと。
- (6) 原則、月1回以上のミーティング（対面またはオンライン）を実施すること。
- (7) 半期毎にレポートを作成し、電子メールで提出すること。
レポートでは各業務の進捗状況を示すとともに、業務を通じて把握した旅行者や旅行会社等のニーズの分析、今後のプロモーションの在り方を含めた改善提案を示すこと。また、業務に関連する台湾現地の最新動向があれば併せて示すこと。
- (8) 参考見積及びその内訳について、各経費見積は、それぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、出展料や出稿料、渡航費、レンタル経費等の実費類と必ず区分して記載すること。
- (9) 本事業の成果物及び各業務実施において作成した資料等の所有権及び著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (10) 本事業の履行にあたっては、別紙個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、本契約履行上知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない。
- (11) 各業務の実施にあたり作成された書類・データの使用、保管にあたっては、紛失・漏洩等が生じないよう厳重に管理すること。
- (12) 本仕様書に定められていない事項については、双方で協議の上決定すること。

8 問合せ・納入先

大津市産業観光部観光振興課 MICE 推進室（担当：濱田）